

令和7年度佐世保市特別職報酬等審議会（第1回）

【開催日時】 令和7年7月30日（水） 14:00～15:00

【開催場所】 市役所4階 第四委員会室

【出席委員】 7名／10名

【議事要旨】

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶（副市長代理）
4. 会長選出
5. 諮問書提出
6. 事務局説明

昨年度の審議会の振り返り、報酬等の具体的な改定額を決めていくためのいろいろな要素、これまでの改定経緯、一般職の給与改定経緯、中核市や長崎市との比較など

7. 審議

（会長） まず、諮問事項の1つ目である議員や市長、副市長の給料月額について審議をしたい。事務局説明を受け、委員の皆様からご意見なり、ご質問なり、例えば別の視点からのご提案なり、フリーにご発言をいただければ。

（A委員） R6の一般職の給料の改定率は2.62%だったが、今後の流れは、民間と同様に物価上昇率に沿った形で上昇が続いていくのだろうか。

（事務局） 人事院勧告は民間給与を調査した上で、それを国家公務員の給与と比べて出されるもの。ここ数日、今年度の人事院勧告も3%を上回る引き上げが行われる見込みとの報道がっており、恐らく物価高騰、民間賃金の引き上げの状況を踏まえて、増加傾向が一定あると思うが、いわゆるトランプ関税やいろいろな経済動向等で、それがずっと続いていくのか、というところについては、なかなか見通せない部分がある。

（A委員） 県内の民間の業界でも、苦しいながらも雇用の確保や人手不足の解消のために業績はともかく賃上げに取り組んでいると聞くので、次回、県内の地元企業の賃上げ状況を教えていただければ。

（事務局） 可能な限り情報を収集したい。

（B委員） 1ヶ月程前に他市の市長が会見中に倒れるようなことがあって、相当な時間を仕事に費やしていたそうだ。

そういう意味で、市長の手当をこのように数字合わせのような形で下げていいものなのか、勤務時間はどのような考えになっているのか。

（事務局） 市長や副市長、議員には、いわゆる勤務時間というものはない。そういった中で、基本的な給料や退職手当というところが大きな処遇だと思う。どんな小さな市でも大都市でも市長という役職は1人しかいないので、同じ価値であろうかと思うが、やはりその額というのはそれぞれの自治体の規模に合った、身の丈に合った水準というところ

ころは見ていく必要があると思う。

今回退職手当については20数年据え置きをしてきたこともあり、なかなか高水準ではないかというところ、長崎市を上回るというのは市民感情も含めてどうなのかといったところも踏まえ、今回このような諮問をさせていただいた。

もちろん、そういう視点だけではないというご意見もあろうかと思うので、いろいろなご意見をいただければ。

(C委員) 諮問(1)の給料月額が変われば、(2)の退職手当も変わると思うが、退職手当を計算する時の給与月額は4年間の平均か、それとも退職時の月額か。

(事務局) 退職時の給料月額である。

(C委員) ということは、もし給料月額が上がれば退職手当の支給額も上がるという認識でよいか。

(事務局) ご指摘のとおり。

(D委員) いろいろな市、特に長崎市と比較をされているが、なぜ退職手当については長い間改正されずに長崎市より高い状態がずっと続いていたのか。

(事務局) 長崎市の退職手当は令和5年5月に今の100分の51という支給割合に引き下げられており、改正前は100分の60であった。長崎市が先行して退職手当の率を下げられたので、佐世保市が取り残されて、額が上回ってしまったという状況である。

(D委員) 副市長もちろん市長も365日本当に働いてらっしゃって、「大変ですね」という話をしたりする。市長は選挙で選ばれて市長になっているので分からないでもないが、副市長は市役所から上がってこられている。副市長も土日も働いていらっしゃるので、それを考えると、ここで話すのは違うかもしれないが、そのあたりの労務管理がどうなっているのかという感じはある。

(事務局) 副市長は2名おり、それぞれで役割分担をしているので、1人だけの市長とは違い、そういった意味では分担出来ているかと思うが、それにしても非常に土日も含めて対応が多いというところは事実かと思う。そのようなところを踏まえ、処遇をどのようにすべきか、という視点でご意見をいただければ。

(E委員) 長崎市より少なくて諫早より多くしないといけない暗黙の了解みたいなものがあるのか。今まで、市の財政的には退職手当を払っていたのに、(下げなければいけないのか)という感じがする。

また、報酬とは関係ないかもしれないが、クルーズ船がどんどん入ってきて税収的には伸びていると思う。財源的に苦しいわけではないだろう。

(事務局) まず、どこからかのプレッシャーがあるのかということはない。ただ、やはり市長、副市長ご本人として、それだけの処遇ってというのはどうなんだ、という思いがあらわれるので、適正なレベルを考えた時に長崎市よりも低く諫早市よりも高いというのが、県内でみた時のあるべき姿ではなかろうかということで、事務局、市長、副市長と話をした上で諮問させていただいた。

それから財政問題に関しては、先ほど資料にもあったが、(諮問どおり改正した場合)4年で市長が約300万円減、副市長が約80万円なので2人で約160万円減、合

わせて 500 万円弱の減なので、この改正が財政に大きな影響を与えるほどの金額ではなく、財政的な理由というものではない。

クルーズ船の部分については、個人消費とかそれぞれの経済活動などの影響は都市から順番に広がってくると言われるので、なかなかそういった意味では佐世保はまだ待ちの状態なのかと思う。クルーズ船が入って、たくさんのお観光客の方がいらっしやったことでの、それぞれのお店の直接的な賑わいというのはあるかもしれないが、具体的にそれが確実に税収に繋がっているというところまでの実感は、なかなかまだ持ててないというのが正直なところかと思う。

(F 委員) 資料見ているとランキング制のようになっていて、例えば、諫早や大村が佐世保を超えてきた時はまたそれに帳尻を合わせていくのだと思うが、他の市町村も同じようにされているのか。

(事務局) 中核市や県内の自治体は、それぞれ夏前くらいに、特別職の報酬をどうする予定か、という照会をしているので、やはり、それぞれが自分の市が中核市や県内でどれくらいのポジションなるかというのは意識しながら改定を検討されていると思う。

もし諫早市等が佐世保市を超えてきた時に上げるのかというところは、その時の佐世保市の状況にもよるのでなかなか難しいところではあるが、やはり諫早市・大村市よりも下回っている場合は、改定すべきかどうかを検討する大きな判断要素にはなるかと思う。

(会 長) 皆様方から意見をいただいたが、これは 1 回で決まる話ではないし、昨年度もこういった形で審議を 3 回行っている。

まずは現状を把握していただき、まだ上げるのか・下げるのか・据え置きなのかという意見は見られなかったので、方向性という面は次回また考えていきたいと思う。本日の議論を事務局の方でまとめていただき、第 2 回でさらに議論をして、ということでしょうか。

(各委員) はい。

(会 長) 続いて、諮問事項の 2 つ目である市長・副市長の退職手当の支給基準について議論したい。諮問の中では、現行の市長 100 分の 57、副市長 100 分の 37 から、それぞれ 100 分の 51、100 分の 35 に改正することの可否についてということであった。

これらについて、それぞれ委員からご質問なりご意見なり、ご発言いただければ。

(事務局) 先ほどまでのご議論の中で、退職手当に関するご意見も結構いただいたので、それ以外に何かご意見等あればお願いしたい。

(A 委員) 退職手当については、月額報酬の議論があつての話になるかと思うので、そちらの議論を優先していいのではないか。

長崎市を超えられない、諫早よりも上というところについては、私どもの団体では職責の重さで給料が違ってくるので、地方自治体においては責任の重さというのは市民の数（人口）という整理でいいと個人的には思っている。

(D 委員) 退職手当は市長が 2 期、3 期とされたら、もらう額も 2 倍、3 倍になるのか。

(事務局) そのとおり。その任期ごとに支給するもの。

(D委員) それはちょっともらいすぎだな。

(C委員) これはやはり月額報酬の方を決めないと、退職手当の話にはいかないと思う。

(会 長) 私としても今回諮問が2つあるが、別々の議論のようで実は繋がっているので、今ご意見いただいたとおり、報酬の議論ありきだと思う。一旦ペンディングで、引き続き次回に回すということではいかがか。

(各委員) 異議なし。

(会 長) では2つとも皆様から一定の意見が出たが、方向性はまだ決まらないということでよろしいか。

(各委員) はい。

(会 長) 本日の議論を事務局に整理していただき、第2回の審議会ですらに議論を深めていただきたい。事務局の方から事務連絡があれば。

8. 閉会

(事務局) 本日のご議論ありがとうございました。次回は、報酬月額についての議論を中心にさせていただければと思う。次回は事務局で一般職の改定率の2.62%や、幹部職員の改定率などを当てはめた場合のシミュレーション案をいくつかご提示できればと思っているので、よろしくお願いします。

(会 長) それでは、本日の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以 上